

# 日本パーソナルコーディネーター協会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本パーソナルコーディネーター協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、パーソナルコーディネーター(個人向けに適切かつ効率的なファッションスタイルを提案する事)という概念を普及し、それを促進するためのパーソナルコーディネーター他、専門的な人材の育成、及び諸技法の研究発展に取り組むことにより、国民の健全な社会生活の向上に貢献することを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1、 パーソナルコーディネーター、個人向けコーディネートに関する総合的な調査研究、情報収集、調査及び情報提供
- 2、 パーソナルコーディネーター、個人向けコーディネートに関わる普及啓蒙活動
- 3、 パーソナルコーディネーター等の人材育成事業及び資格認定事業
- 4、 会報、出版物及び教材の発行
- 5、 全各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

## 第3章 会員

(入会手続き)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

本会に入会を希望する場合は、本会のWebサイトにおける所定の手続きにより

入会申込書を協会事務局に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

また、入会后入会申込み時の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出る必要がある。

(入会金)

第6条 本会の入会にあたり、下記のとおり入会金を定める。

会員：1万円

(会費)

第7条 本会の会員は、次項に定める年度ごとに次の区分に応じた月会費1年分を協会に前納する。

ただし、年度の途中入会の場合は、入会月より起算し当該年度の残月数分前納する。

一般会員：1千円/月 認定インストラクター会員：2千円/月

(会員期間および更新)

第8条 本会の会員の会員期間および更新に関し、次のとおり定める。

① 当協会が会員として承認した日の当該年度の12月31日までを、会員期間と定める。

② 前項期間満了前に、会員が更新のための所定の手続きを完了した場合は、会員期間は更に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

(会員資格の譲渡禁止等)

第9条 会員資格を、第三者に譲渡することはできない。  
また、相続等により第三者が承継することもできないものとする。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 1、 本会の規約および、規定、規則等に違反したとき。
- 2、 会費を滞納したとき。
- 3、 氏名、現住所などの個人情報情報を偽った場合、およびそれが発覚した場合。
- 4、 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 5、 その他除名すべき正当な理由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、その資格を失うものとする。

- ① 退会
- ② 死亡
- ③ 本会の解散
- ④ 除名

(退会)

第12条 会員は、本会对し、所定の退会届を提出したうえ、理事会の承認を得て退会できるものとする。

(抛出品品の不返還)

第13条 既納の入会金、会費及び、その他の抛出品品は、これを返還しない。

(会員の自己責任)

第14条 会員の活動に際しては、自己の責任において行動するものとし、会員は、いかなる事故・トラブル・損害においても本会对し、一切の損害賠償を請求しないものとする。

### 第3章 理事会

(構成)

第15条 理事会は、理事をもって構成する。

(種類及び開催)

第16条 理事会の種類と開催に関し、次の各号のとおり定める。

- ① 理事会は、通常理事会と常任理事会の2種類とする。
  - ② 通常理事会は、毎年1回開催するものとする。
  - ③ 常任理事会は、理事長、理事をもって構成する。
- 常任理事会は、理事長の招集によって、開催できるものとする。

(召集)

第17条 理事会は、理事長が招集するものとする。

(議長)

第18条 理事会の議長は、理事長、および、理事長が指名した理事がこれにあたる。

(定足数等)

第19条 理事の過半数の出席、または、議長への委任状をもって成立するものとする。

(議決)

第20条 理事は、理事会の過半数(委任状数を含む)をもって決し、可否同数のときは、常任理事会一任とする。

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、本会の必要事項は、理事長が定めるものとする。

#### 第4章 資産および会計

(事業年度)

第22条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(資産の構成)

第23条 本会の資産は、次にあげるものをもって構成する。

① 入会金、および会費

② 寄付金品

③ 事業に伴う収入

④ その他の収入

(資産の管理)

第24条 本会の財産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別途定める。

(経費の支弁)

第25条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画および予算)

第26条 事業計画および、これに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、理事会において過半数以上の承認を得るものとする。

(事業報告および決算)

第27条 本会の事業報告および決算は、理事長が事業報告、収支決算書を作成して、理事会の過半数以上の承認を得るものとする。

#### 第5章 規約の変更および解散

(規約の変更)

第28条 常任理事会の過半数の議決を経て、理事会の3分の2以上の承認を必要とする。

(解散)

第29条 常任理事会の過半数の議決を経て、理事会の3分の2以上の承認を必要とする。

(残余財産の処分)

第30条 本会の解散に伴う残余財産は、常任理事がこれを議決するものとする。